

奈良県告示第二百十七号

平成三年十月奈良県告示第三百五十二号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、令和三年十一月一日から施行する。

令和三年十月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

三中「平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで」を「令和三年十月一日から令和十三年十月三十一日まで」に改める。